

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第250号)

平成15年5月30日

横 情 審 答 申 第 250 号

平 成 15 年 5 月 30 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年2月22日環保廃第1108号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度環保廃第1038号「廃材受入単価及び再生路盤材単価の見積書の提出依頼について」及び見積書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成13年度環保廃第1038号「廃材受入単価及び再生路盤材単価の見積書の提出依頼について」及び見積書」のうち、見積りの単価を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年度環保廃第1038号「廃材受入単価及び再生路盤材単価の見積書の提出依頼について」及び見積書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年12月26日付で行った本件申立文書の一部開示決定を取消し、見積りの単価（以下「本件申立部分」という。）の開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立部分については、溶融スラグ入り再生路盤材という特別の仕様に基づく資材の見積り単価を含むものである。この特別仕様の資材を製造するためにかかるコストは、本件申立部分に転嫁されている。また、当該法人は本市の再資源化施設として登録されるにあたり、所定の登録要件を満たすために新たな設備投資等を行っているため、本件申立部分は、その設備投資等にかかるコストを含んだ価格設定となっている。

それらのコストをどのように価格に転嫁するかということは、当該法人が正当な利益を得るために判断することであり、当該法人の経営上の問題である。

したがって、本件申立部分を公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

仮に、本件申立部分を公にすると、今後同様の方法で本市が再資源化施設からの見積りを徴収する際に、適正な見積りを徴収できなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示とする部分のうち、本件申立部分の開示を求める。
- (2) 非開示とする根拠規定として条例第7条第2項第3号アを挙げ、この規定を適用する理由として「特別の仕様に基づく製品の見積単価を含んでおり、これらを公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため」としている。しかし、再生クラッシュランのスラグ入りとスラグなしの区分は単に製品の品名或いは等級を表すものであり、それらの販売価格を公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれるとは考えられない。
- (3) 再生路盤材の価格は、全国的には「建設物価」誌、近隣自治体としては神奈川県県土整備部「土木工事 資材単価表」で公表されており、横浜市においても、横浜市廃棄物資源公社（以下「公社」という。）の「横浜市金沢舗装材再利用プラント・単価表」（平成12年4月1日付）が公表されている。再資源化施設の新規登録が承認された時点で「見積書の単価」を非開示とする根拠、理由は薄弱で、非開示処分の決定は不当といわざるを得ない。
- (4) 平成13年2月2日付監行第221号の「監査結果」で横浜市の再生路盤材の価格が競争原理が働かないこともあって近隣の価格に比べて高いものとなっていることが指摘され、再資源化施設の登録を促進することが求められている。再資源化施設の増加で価格がどのように推移するかは、登録業者の見積書から判断せざるを得ない。したがって、本件申立部分が非開示であるのは不当である。
- (5) 条例の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、生産技術、生産コスト、営業、販売上のノウハウに関する情報であるが、異議申立人が公開請求した情報は見積価格である。見積価格は販売の意図を持って提示する価格であり、公にすることにより正当な利益を害するとは考えられない。
- (6) 再生路盤材の価格は、「建設物価」誌、神奈川県県土整備部「土木工事 資材単価表」、更に公社でも「金沢舗装材再利用プラント・単価表」（平成12年4月1日付）で公表されているが、いずれの価格表にも、再生クラッシュランにはスラグ入り、なしの区分はない。
- (7) 今回の見積書の開示で初めて「公社」、新規登録業者の「横浜アスコン」の見積

書の品名欄に再生クラッシュランのslag入り、なしの表示が見られた（「公社」の見積書では、slag入りにのみ単価が記載されている）。このslag入り、なしの表示は、品名、等級を区別するものであって、購入者にとっては生産コストには関係なく規格、価格だけで自由に選択できる。

- (8) 見積単価が「生産コストを転嫁した結果」であっても、「生産コストをどのように価格に転嫁するかの方針や算定経過」が分かるものではないから、保護すべき法人の経営判断や経営上のノウハウを公開することにはならない。
- (9) 条例の「公にすることにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としている情報は、予算価格、予定価格等が考えられ、確かにこれらを公にすると以後の見積り徴収時に、適正な見積りを徴収できなくなることは理解できる。しかし、見積価格、入札価格等は、財政支出の適正性、公正性を明確にするためにも原則公開が当然であり、実施機関の判断は、条例の拡大解釈といわざるを得ない。
- (10) 溶融slag入りという「公社」の特殊事情によるコストや、所定の登録要件を満たすための新たな設備投資等にかかるコストを再生路盤材のような汎用資材の見積価格に転嫁することは、極めて不適切な会計処理である。監査結果でも指摘されているように、競争原理が働いた市場価格が形成されるためにも、特殊な要因をコストに含めることは避けなければいけないし、少なくともコストに含まれているならその結果たる単価を公表して、その適否を検討できるようにするべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立部分について

横浜市では、横浜市が施工する工事に伴い排出する建設副産物のうち、再生利用可能な「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び現場発生路盤材」については、「本市工事に伴い排出する建設発生土等の処分要領」（昭和57年1月25日施行）に基づき、横浜市が指定する再資源化施設に搬入し、再生利用する指定処分制度をとっている。再資源化施設については、「がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領」（昭和63年10月1日施行）による登録制度をとっており、申請に基づき要件を満たせば登録される。

本件申立文書は、横浜市における土木工事の資材単価設定の参考とするため、再資源化施設登録に関する事務を所管する環境保全局が、登録施設である2施設（以下「本件施設」という。）に対して、見積書の提出を依頼する際に作成した起案文

書及び本件施設から提出された見積書であり、当該見積書には、本件施設が見積った廃材受入単価及び再生路盤材単価が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、特別仕様の資材を製造するためにかかるコストや設備投資等にかかるコストが転嫁されており、それらのコストをどのように価格に転嫁するかということは、本件施設の経営上の問題であるから、本件申立部分を開示すると、本件施設の正当な利益を害するおそれがあると主張しているのので、以下検討する。

ウ 本件施設が、廃材受入及び再生路盤材の見積り単価に、特別仕様の資材を製造するためのコストや設備投資等にかかるコストをどのように転嫁させるかということは、本件施設の経営方針に関わる情報であると考えられる。

しかし、本件申立部分に関しては、これを開示しても、当該単価をどのように算定したかが明らかになるものではない。

また、本件申立文書は、横浜市における土木工事の資材単価設定の参考とするために徴収したものであること、また、実施機関において、これを開示することにより、本件施設にどのような不利益が生じるのかが具体的に主張されていないことから、本件申立部分を公にすることにより、本件施設の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号アに該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を公にすると、今後同様の方法で横浜市が再資源化施設からの見積書を徴収する際に、適正な見積書を徴収できなくなるなど、当該事務

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

ウ しかし、上記の実施機関の主張では、今後適正な見積書を徴収できなくなることに
ついての理由が具体的に示されていない。

前記(2)ウで述べたように、本件申立部分を開示しても、本件施設の権利、競争
上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本件
申立部分を公にしても、今後同様の方法で横浜市が再資源化施設からの見積書を徴
収する際に、適正な見積書を徴収できなくなるおそれがあるとは認められず、本件
申立部分は、本号に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、本件申立部分については、条例第7条第2項第3号ア及び第6号
のいずれにも該当しないものであるから、実施機関が本件申立部分を非開示とした
決定は妥当ではなく、開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--------------------------|--------------------------|
| 平成14年2月22日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成14年3月22日 (第266回審査会) | ・諮問の報告 |
| 平成15年3月13日 (第280回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成15年4月4日 (第9回第一部会) | ・審議 |
| 平成15年5月2日 (第11回第一部会) | ・異議申立人からの意見聴取 ・審議 |
| 平成15年5月16日 (第12回第一部会) | ・審議 |